

令和元年度第1回大船渡市個人情報保護審査会 資料

令和元年7月24日

○議事

(1) 個人情報の開示等の状況について

(令和元年6月30日現在)

① 個人情報取扱事務の届出件数

実施機関の区分	個人情報取扱 事務届出件数	内訳	
		全庁共通事務	固有事務
市長	330	15	315
教育委員会	45		45
選挙管理委員会	9		9
監査委員			
農業委員会	13		13
固定資産評価審査委員会	1		1
水道事業管理者の権限を行う市長	18		18
議会	1		1
計	417	15	402

注1 「全庁共通事務」とは、各課等において共通して実施している事務をいう。

2 「固有事務」とは、特定の課等においてのみ実施している固有の事務をいい、複数の課等で主、従の関係で同一の事務を行っている場合も含む。

<p>大船渡市個人情報保護条例（抜粋）</p> <p>（個人情報取扱事務の届出）</p> <p>第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が整理して記録された行政文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」をいう。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の名称</p> <p>(2) 個人情報取扱事務を分掌する組織の名称</p> <p>(3) 個人情報取扱事務の目的</p> <p>(4) 個人情報の対象者の範囲</p> <p>(5) 個人情報の記録項目</p> <p>(6) 個人情報の処理形態</p> <p>(7) 個人情報の収集先</p> <p>(8) 個人情報を実施機関以外のものに経常的に提供する場合には、その提供先</p> <p>(9) その他実施機関が定める事項</p> <p>2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生その他職員の職務に関する個人情報取扱事務については、適用しない。</p>
--

② 実施機関別の個人情報の開示請求等の状況

実施機関の区分	平成30年度				令和元年度			
	開示	口頭開示	訂正	利用停止	開示	口頭開示	訂正	利用停止
市長	1					1		
教育委員会								
選挙管理委員会								
監査委員								
農業委員会								
固定資産評価審査委員会								
水道事業管理者の権限を行う市長								
議 会								
計	1					1		

③ 個人情報の開示請求等に対する決定の状況

ア 開示請求

年 度	件数	処 理 状 況					
		開示	部分開示	非開示	不存在	取下げ	処理中
平成30年度	1				1		
令和元年度	0						

【平成30年度内訳】

No.	請 求 年月日	被請求者	請求内容	決定内容・ 決定年月日
1	H31. 3. 20	市長	児童扶養手当に係る書類	不存在 H31. 3. 29

イ 口頭開示請求

年 度	件数	処 理 状 況					
		開示	部分開示	非開示	不存在	取下げ	処理中
平成30年度	0						
令和元年度	1	1					

【令和元年度内訳】

No.	請 求 年月日	被請求者	請求内容	決 定 年月日
1	R1. 6. 5	市長	令和元年度大船渡市職員採用 資格試験の第1次試験結果の 個人順位と個人点数	R1. 6. 5

ウ 訂正請求

年 度	件 数	処 理 状 況					
		訂正	部分訂正	非訂正	不存在	取下げ	処理中
平成30年度	0						
令和元年度	0						

エ 利用停止請求

年 度	件 数	処 理 状 況					
		利用停止	部分利用停止	非利用停止	不存在	取下げ	処理中
平成30年度	0						
令和元年度	0						

④ 不服申立ての状況

年 度	件 数	処 理 状 況						
		決 定				取下げ	審査中	受 理
		却下	棄却	一部認容	認容			
平成30年度	0							
令和元年度	0							

⑤ 訴訟の状況

年 度	件 数	処 理 状 況						
		決 定				取下げ	和 解	継続中
		却下	棄却	一部認容	認容			
平成30年度	0							
令和元年度	0							

大船渡市個人情報保護条例（抜粋）

（開示請求等の特例）

第24条 実施機関が別に定める個人情報は、第12条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求することができる。

2 実施機関は、前項の規定による口頭による開示請求があったときは、第17条第1項、第18条第1項及び第22条第1項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により直ちに開示しなければならない。